（介護保険法施行規則の一部改正）

第八条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験）	（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験）
第百十三条の二　（略）	**第百十三条の二**　（略）
一　（略）	一　（略）
二　（略）	二　（略）
イ　（略）	イ　（略）
ロ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	ロ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

（独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第九条　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（厚生労働省令で定める特定整備施設）	（厚生労働省令で定める特定整備施設）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
一～六　（略）	一～六　（略）
七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム	七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十六項に規定する福祉ホーム
八～十　（略）	八～十　（略）

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）	（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）
第一条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第七項に規定する障害児相談支援事業とする。	**第一条**　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。